

「安倍さんがわかりやすくお答えします！平和安全法制のナゼ？ナニ？ドウシテ？」
【第5夜】 やっぱり心配。徴兵制。 (2015.7.13)

<https://www.youtube.com/watch?v=CJ1qoq0sraY>より文字起こし

動画を見るのは時間がかかるので、文字に起こしました。なお段落分け等は私の独断です。左側が文字起こし部分。黄色地は丸川珠代参議院議員（インタビュアー）の発言。右側は私の注釈（とツッコミ）。

安歩法制を考える、このシリーズも第5回。いよいよ最終回になりました。今日のテーマ「やっぱり心配。徴兵制。」ということにしたんですが、なぜかといいますと、私、今、子供3歳になりまして、子育てしているお母さん方から、この平和安全法制の話をするとならず「でも徴兵制は」って出てくるんです。なんか根拠があるわけじゃないんですけど、なんとなくこの話を進めると徴兵制があるんじゃないかと感じるお母さんが多いみたいで、特にその、今、憲法の解釈を現在進行形で我々が変えている中で、じゃあ、徴兵制も憲法を解釈したらできるんじゃないの？なんかそんな漠然とした不安があるようなんですが、政府から徴兵制は憲法違反と、はっきりまず言っていたいでいますよね。

最後は徴兵制。

あの、いつかは徴兵制になるんじゃないか、と野党はこういうキャンペーンをずっと張っているんですね。意外としかし、これをですね、そうかもしれない、と不安を持って受け止めておられる方々がたくさんいらっしゃるんですね。ですから、これは、はっきりと申し上げておかなければいけないと思うんですが、典型的な無責任なレッテル貼りだと思います。憲法18条には「意に反する苦役」これはダメですよということが書いてあります。そして徴兵制度の本質はですね、意思に反して強制的に兵士の義務を負う、こう書いてありますから、ですから徴兵制は明確に憲法違反なんです。これは憲法解釈で変える余地は全くありませんね。これはもうはっきりと申し上げておきたいと思ひます。

『集団的自衛権は合憲』という西さんや百地さんは徴兵制は「意に反する苦役」に当たらないと言ってますけどね。（参考資料①）そもそも安倍首相の理屈だと自衛隊の仕事が『苦役』ってことになっちゃいます。

これそうすると、政権が変わったからとか、政治家が変わったから変わるものではない。

これは私が言っているだけではなくて、「安倍さん変わったらわかんないでしょ」と言う人がいるんですが、これはもう明文に反していますから、憲法にはっきりと「意に反する苦役はだめ」と書いてありますから、これはもう政権が変わろうと変わることはありません。

集団的自衛権と憲法の関係で『他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。』っていう昭和47年政府見解をひっくり返したの誰でしたっけ？（参考資料②）

少なくとも解釈の範囲では絶対はない、と。でも自民党は憲法を改正しようとしてるよね、そこも変えちゃうんじゃないの

あの、谷垣総裁時代に、私たち憲法改正草案出しましたね。この自民党の憲法改正草案の中にも現在の18条「意に反する苦役」はだめですよということが書いてありますから、自民党の草案、もしこれが実現したとしても、全く変わらないということは申し上げておきたいと思ひます。またですね、防衛政策上ですね、徴兵制を導入する合理的理由っていうのはないんですね。

合理的理由がない。どういうことですか？

それはですね、現代の防衛装備というのは大変なハイテク化されているんですね。ハイテク技術をしっかりとし身につける必要もありますから、さらに十分に兵士として役に立つためにはですね、そうしたハイテクを使いこなせるようになるためには相当時間がかかるんです。いわば徴兵制のように短期間でぐるぐるまわっていくという仕組みではですね、とても使いこなす前に辞めてしまう。やっとな教育が終わったら辞めてしまう。つまり徴兵制度をやればですね、かえって自衛隊にとってはですね、負担にしかならない。これ世界中そうなんですね。

徴兵制で誰もが銃の使い方を知っているってだけでも、それなりの意味を持つような氣もします。

他の国でも徴兵制をとってる所は、お隣の韓国は休戦中で今徴兵制、他の国はどうなんですか？

あの、例えばですね、世界各国でも減少傾向にあります。長い間徴兵制度を採用してきたドイツやですね、フランスにおいても21世紀に入ってからもう止めました。またG7の国々でですね、徴兵制度を取っている国は一つもないんですね。

あの、徴兵制と集団的自衛権が、さも関係あるような話になっている気がすると、あるんですか？

これは、ないですね。永世中立国のスイスはですね、世界でも数少ない集団的自衛権を行使しない国ですが、行使しない数少ない国のスイスは徴兵制度なんですね。一方、集団的自衛権をかつてアフガン戦争で行使したことがあるアメリカやイギリスやフランスやドイツやイタリア、カナダ、こういう国々は徴兵制度ではなくて、志願制度ですから、徴兵制度と集団的自衛権というのは全く関係がないんです。

まあ、そうかも。集団的自衛権の議論で「徴兵制」を出してくると、もっと大事な論点（憲法との整合性とか）がかすんでしまうと思ひます。

ですよね。やっぱりそうなんですね。あの、ただ、徴兵制を全く関係ないものと考えても、将来、自衛隊の活躍の場が広がることを、いろんな意味で捉えて、志願する人が減ってきたら結局徴兵制にしないと、もたなくなるんじゃないのか？とおっしゃる方も中にはいらっしゃる。

そうですね。我々が今申し上げたようなことをですね、言って反論すると、今丸川さんが言ったようなことを言うんですね。しかしですね、現実はどうかという、今自衛隊に応募する方、実は7倍の競争率なんですね。

今の競争率見てもあんまり意味ないですよ。

7倍！

7倍なんです。

閣議決定をした昨年以降でも7倍。つまり昨年、集団的自衛権を一部容認する閣議決定をおこないましたね。それによって応募する人は減るはずだ、と言って、今丸川さんが言ったような批判をしているんですが、実は7倍のままなんです。これはですね、やはり、東日本大震災のときもそうだったんですが、自衛隊の皆さんは本当に困難な仕事をしてくれます。ああいう状況の中で身に危険があってもそうなんです。御嶽山のときも救助に向かった。また噴火すればですね、身に危険が迫るかもしれない、しかし自分たちこそ日本人の命を守るんだ、ああいう姿を見てですね、自分もこういう意義ある仕事をしたい、やりがいのある仕事をしたい、と思う人達がたくさん日本人の中にはいる。若い皆さんが、そう考えている人達、いるんだということをおもうとですね、私は大変誇りに思いますね。

本当にそうですね。そうやって自ら志してくださる方がいるっていうことのありがたさを感じます。

そういう若者がいなくなったらですね、その段階で国というのはですね、すでに、これ滅亡して行くのではないのかな、と思いますね。

少子高齢化と関係ないんでしょうか？

これ、関わりのない話だと思いますね。

今まで本当に伺ってきて、やっぱり徴兵制は、これは「ない」と考えて良いんでしょうか

これはもう、はっきりと繰り返しておきたいんですが、徴兵制度というのはですね、憲法で禁止されていますし、自民党の憲法草案でも禁止されているし、政権が変わっても現在の憲法の解釈の変更の余地は全くない。

徴兵制はない。集団的自衛権とも関係ない話です。ということです。で、今までずっと平和安全法制の議論を進めてきて、いろんな議論が出てきてますけど、遂に先週、維新の党が対案を出してきました。で、これに対して与党を経験した民主党から、さあ、じゃあどう思うか、という、政府の案には批判をしますけれども、自分たちの対案という話が出てきてないですよ。

あの、残念ながらですね、集団的自衛権に関わる対案は出していないんですね。で、岡田さん自体はですね、安倍政権が進めている集団的自衛権には反対しているけども、しかし今の憲法でも認められている集団的自衛権というものはある、という、そういう発言も実はしているんですね。

あの、去年の雑誌のインタビューだったと思うんですが、岡田さんが「集団的自衛権を全く認めないのかと言えば、本当に必要性があって、非常に限定されたケースにおいては、それはありうろと考えています」ということで、ほとんど同じじゃないのかなと

私もほとんど同じだと思うんですが、では実際、党として賛成、いわば憲法に違反しているのか、違反していないのか、ということはどうなんですか、ということをお聞きしているんですが、未だに答えがないですね。

岡田さんがおっしゃることの一つに、邦人を乗せた船などは海上警備行動で守るという話があるんですが、これ現実性はあるんですかね？

海上警備行動、まああの、自衛艦が警備行動をするとか、いかにも軍事的な行動のように思われるんですが、これはですね、いわばまさに、海警行動は警察活動なんです。権限は警察官と同じなんです。ですから、相手がですね、いわば犯罪者のようなグループであれば、それは有効かもしれませんけれども、相手が国で武力行使をしている、という状況に対してですね、まさに警察官と同じ権限で立ち向かうというのはですね、まるでミサイルに対してピストルで立ち向かえと言っているのと同じであってですね、極めて非現実的だと言わざるを得ないと思いますね。

それ、具体的に実際の場面考えると絶対もたないですよ。

あの、むしろですね、警察官に、本当に限られた権限しか与えずに、武器の使用についても本当に限られた権限しか与えずに軍隊が武力行使をしている、その軍隊に立ち向かえというのはですね、全く自衛隊のことも、自衛隊の命はもちろんですが、国を守るという観点からでもですね、間違ってる。これはですね、やはり民主党が、あるいはまた岡田さんがですね、私が「日本を守っている、警戒に当たっている米国の艦船が攻撃されたときに守れなくていいんですか？」という問いかけにですね、これはもう答えなければいけない、という追いつめられた状況で、警察官の権限しかない海警行動でやりますよ、と答えたとかですね、苦し紛れに答えたとか、私は思えないですね。

現実問題、その、きちんと自分たちの身を守るような状況じゃない状況で自衛隊を出すことの方が、むしろ私は無責任なような気がしてしょうがないんです。

全くその通りですね。

過去見ると、民主党自身が憲法解釈を変えてきてますよね。例えばかつて野党時代は、当時の菅代表が衆議院本会議で、自衛隊のイラク派遣について憲法に明らかに違反した活動だと述べました。述べましたけれども、そのときは確か派遣を命令した小泉総理にですね、辞任を要求したんです。

そうですね。

自分がいざ政権取ったら、何の説明もなく「合憲です」と説明していましたよね。

自衛隊法第3条によれば自衛隊の主たる任務は「直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛すること」
災害派遣は自衛隊法第83条に規定されていますが、これは自衛隊法第76条から第86条で規定される『自衛隊の行動』のほんの一部です。

災害派遣ならば、今の警察・消防・海上保安庁の災害に対する装備・人員を大幅に拡大することでも対応可能です。でも自衛隊の主たる任務は自衛隊にしかできません。それを踏まえてこの安倍首相の発言は見る必要があると思います。

一応ここで徴兵制の話は終わりです。

ついで、次に何が始まるかと思えば。。。民主党批判っぽいですよ。曲がりなりにも、この番組の趣旨って「安保法制を説明」することのはずだったのに。

はっきりさせておかなければいけないのは、まだ日本が攻撃を受けていない、という点です。受けていれば個別自衛権ですらからね。

加えてもう一点、自衛隊の基本的な原則である専守防衛。つまり「相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の精神にのっとり受動的な防衛戦略の姿勢」(参考資料③)

安倍首相はすごく単純に「日本を守る米艦船を守る」と言いますが、そういう状況が起きるまでの経緯でものごとくいろいろなパターンが考えられます。そして、いかなる事情であれ、日本が攻撃を受ける前に自衛艦がミサイルを撃てば確実に戦争が始まります。一度始まった戦争はなかなか終わらせられません。だからこそ歴代内閣は、日本は専守防衛で集団的自衛権は行使しない、と言ってきたはずなんです。

安倍首相は一発撃った後の事を考えているのでしょうか？

あの、つまり、あの時、イラクを派遣した時はですね、憲法違反だといって強く非難をしていました。しかしですね、今どう考えているかということについては何の説明もないということだと思えますし、あの時ですね、非戦闘地域ということが問題になったんですが、あの時、それも含めて憲法違反だと言っていたにも関わらず、今の議論ではですね、戦闘現場ではなくて戦闘地域はですね、事実上容認しているような発言をする。つまりそれも含めて憲法違反だと言っていたあの主張はどこいったんですか？という気がいたしますね。

なんかこう、ずるずると気がついたら変わっているという感じにしか思えないんですが、大変無責任な印象を受けるわけですが、私たち一生懸命、民主党の反対の中、法案作ったのに、いざ政権取ったら普通に何の説明もなく使うことが起きてるわけですね。これは絶対に皆さんに忘れて欲しくないことだと、私は思っています。忘れてならないと言え、世界一周旅行のピースボート、あのピースボートは海賊が出る海域を通る時に確か自衛隊に護衛してくれて頼んで、自衛隊に守ってもらってますよね。

まあ、その、海賊対処のための法案を出したときもですね、民主党、反対でした。まあ、しかし実際にいざ危なくなるとですね、まあ、助けてくれと、こういうことなんだろうなと思えますね。また、例えば弾道ミサイル防衛の為の法改正にも反対したんですね。しかし政権時代ですね、命令を発令して、彼らが反対した法律を使ってですね、自衛隊を出勤させたということなんですが、まあ、ですから、とにかく反対はしますが、しかし政権につくと、説明はせずにですね、実際自分たちが反対した法律を使うということはおこなうと思えますね。

これ、与党を経験した党だからこそ、我々、是非責任を持った議論をお互いしたい、っていう気持ちを持っているんですけど、あの時は何だったんだっていうことが次々続いていますね。

まあ、やっぱり、ちゃんと対案を出していただければですね。まあ、維新の党は対案が出ました。そうなりますとやっぱり、国民の皆様の前でどちらの案がいいのか、ということで議論も噛み合ったのではないのかなと思えますね。

やっぱり、与党を経験したからこそ、我々、責任を持った議論をさせてもらいたいと思います。

これまた今度は憲法学者の先生たちの話に移るんですけど、昨日のNHKの日曜討論に出ていた憲法学者の先生がですね、平和安全法制は徹頭徹尾反対だと、違憲だとおっしゃったんですね。違憲だとおっしゃったこの先生が、調べたら、自衛隊も違憲だとおっしゃってる。個別的自衛権の行使も違憲だと、個別的自衛権、個別的自衛権の行使も違憲だとおっしゃってる。これ、徹頭徹尾違憲なのは、この先生が徹頭徹尾違憲だということはよくわかるんですが、そういう根本から考えが違う方に、じゃあ集団的自衛権だけ取り出して聞いてもあんまりなんか噛み合わないような気がするんです。

そうなんです。あの、もちろん、憲法学者の方々のご意見っていうのは専門家のご意見として私も耳を傾けなければならないと思いますが、しかし、同時にですね、憲法学者の主流の方々、集団的自衛権の反対というの、自衛権そのものに実は反対の方々、いわば自衛隊も違憲だという方々が、これはまあ多いんですね。主流なんです。PKO法を改正した時ですね、あのときは朝日新聞がアンケート取ったんですね、今回と同じように。自衛隊をPKOで海外に派遣するのは憲法に反しますか？と。約7割の方々には憲法違反だと、当時も答えたんですね。ですから、その方々に沿って物事を決めるのであればですね、それはもうPKOもできません。どころか、自衛隊だってですね、つくることができなかつたんですね。ですから、まさに私たち政治家がですね、国民の命や領土、領海をしっかり守って、そのために必要な自衛の措置は何かということを考えて、私たちの、まさに国民から選挙によって選ばれた私たちが、自分たちの責任をもって、判断をしなければならないと思います。もちろん、これはですね、そもそも憲法において合憲か憲法違反か、この判断を、最終的な判断をするのは最高裁ですね。最高裁において昭和34年の砂川判決で、必要な自衛の措置を取れるということですね、明確に判決で出しています。ですから必要な自衛の措置を私たちは考えていかなければいけないと思います。今日もいろんなご意見を頂いています。これからですね、こうした機会を通じて国民の皆様に分かりやすく説明をしていきたい。なかなかですね、この問題は分かりにくいという声が強いですけども、今日で5日目になりまして、連続して見ていただいた人は少しご理解が進んだんじゃないかなと思います。だいぶ丸川さんへ激励の言葉もあります。

本当に、みんな見てくださって、「分かりやすい番組でした」というコメントも、ありがとうございます。改めて国民の皆様メッセージを

今回の法制はですね、決して戦争をする為の法律ではなくて、全く逆なんです。もし外国から攻められた時、その時にしっかりと国民の命を守るための備えをしている。備えをすることによってですね、ちゃんと戸締まりをしている家には泥棒が入らないのと同じように、備えをすることによって、これは事前に戦争を防ぐことができる。それが抑止力なんです。つまり、戦争に日本が巻き込まれたり、侵略されたり、国民の命が危うくなったり、そうさせないために事前にそれを防ぐ。そのための切れ目の無い対応を可能にする法律なんです。

持つことによって国が守られるんですよ。

そうですね。そのことによって守られるし、戦争をしようと思っている人達がそれを思いとどまる。そのための法律だということなんです。これからもしっかりと説明していきたいと思えます。

なんかもう、この辺の話は器が小さいなあ。と聞いていて悲しくなりました。

ここ、なんで安倍首相の答えが民主党なんだろう？と思ったら、丸川氏の質問に「あのピースボートに乗っていたのは、民主党の辻元清美議員でございますが、」という発言も入っていたそうです。これを辻元氏が事実ではないと抗議、それに対して自民党も謝罪し、動画からはその部分だけ削除しようです。でも安倍首相の発言はそのままなので、とても変。(参考資料④)

調べたらこの日の日曜討論の出演者は伊勢崎賢治、水島朝穂、宮家邦彦、百地章、柳澤協二、山口昇の各氏。つてことは、ここで言っている憲法学者の先生って水島氏のことですね。水島氏の著書(参考資料⑤)の「はじめに」から少しだけ引用します。『私は憲法研究者として自衛隊違憲論に立ちますが、本書では、あえて歴代の政府解釈を基軸におき、その「自衛力合憲論」と安倍首相の集団的自衛権の行使合憲化は整合しないことをあきらかにするとともに、(中略)過去の重要な答弁や資料を一つ一つ引証し、論拠を崩していきます』

ちゃんと話聞いたんですかね？

少しだけ(?) 個人的感想

今回もテーマを確認しておきましょう。

『やっぱり心配。徴兵制』

結論は「徴兵制は今の憲法解釈上ありえない」と言うんですが

『他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないとわざるを得ない。』
という見解から集団的自衛権行使が可能という結論を導く人が言っても何の説得力もありません。

後半は民主党と憲法学者批判でした。

これは安保法制を説明するという目的からは完全にはずれていました。(つていうか他の回も説明にはなっていませんでした。)

さて5回分、文字通り、「一言も漏らさず」安倍首相の安保法制の説明を聞きました。

国会と違って、答えにくい質問もヤジもなく、自分の仲間から想定された質問だけを受けて、言いたいように言えるという最良の環境を使い、今の安倍首相が可能な最高レベルの説明だったはず。

しかし、この全5回の中で「法律にはこう書いてある。だから○○なんだ」という話はほぼ出てきません。

出てくるのは

○『殺し、殺される』という現実を無視した、的外れなたとえ話

○他国の脅威(これは具体的)

○文脈を無視し都合のいい所だけを切り貼りした根拠

○法的な裏付けのない言い切り

○批判の中身には触れず、「将来、批判が間違いだったということになるはず」とする切り捨て

でもこれが恐らく安倍首相の言う「丁寧な説明」なんです。

安倍首相は「しっかり説明していく」と、いろいろな問題でよく言います。

相手が分かるうが、分かるまいが関係なく一方的に自分の言いたい事を言い、

質問・批判にも一切答えず、ただひたすら言いたい事を言い続ける。

そして「これだけ長い時間説明してやったんだから、分からない方が悪い」と自己満足。

それが安倍首相の「説明」です。

参考資料

①昭和47年政府見解(参議院決算委員会要求資料 内閣法制局昭和47年10月14日「集団的自衛権と憲法との関係」)原議

(民主党千葉県参議院議員「小西ひろゆき」公式ウェブサイト)

<http://konishi-hiroyuki.jp/0803-2/>

②「合憲派」の西・百地両教授が会見

ビデオニュース・ドットコム (動画の1時間17分頃から)

http://www.videonews.com/press-club/150619-nishi_momochi/

③防衛省 防衛政策の基本

<http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/seisaku/kihon03.html>

④辻元清美公式サイト 2015.7.14 「「言い間違い」と丸川議員が謝罪されましたが、「カフェスタ」削除理由は不明」

<http://www.kiyomi.gr.jp/blog/6004/>

⑤「ライブ講義 徹底分析! 集団的自衛権」 水島朝穂著 岩波書店 2015年4月28日 第1刷

<作者について>

Twitter: @brownmorning

HP: <http://brownmorning.s3-website-ap-northeast-1.amazonaws.com/index.html>

CafeSta ツッコミ文字起こしシリーズ 全5回

第1回 平和安全法制はなぜ必要なの?なぜ急ぐの?

<http://brownmorning.s3-website-ap-northeast-1.amazonaws.com/html/statements/20150706CafeSta.html>

第2回 集団的自衛権って何?アメリカの言いなりに戦争するの?

<http://brownmorning.s3-website-ap-northeast-1.amazonaws.com/html/statements/20150707CafeSta.html>

第3回 自衛隊員は危険にさらされる?

<http://brownmorning.s3-website-ap-northeast-1.amazonaws.com/html/statements/20150708CafeSta.html>

第4回 平和安全法制は憲法違反なの?

<http://brownmorning.s3-website-ap-northeast-1.amazonaws.com/html/statements/20150710CafeSta.html>

第5回 やっぱり心配。徴兵制

<http://brownmorning.s3-website-ap-northeast-1.amazonaws.com/html/statements/20150713CafeSta.html>